

議案第33号

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

人事院勧告に伴い、これに準じて本市職員の給与等の改正をするため。

改 正 要 綱

- 1 職員の給料月額を平均で約0.4%引き上げること。
- 2 新たに等級別基準職務表を定めること。
- 3 勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、年間の勤勉手当支給月数を1.6月とすること。
- 4 特別職に係る期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間の期末手当支給月数を3.15月とすること。

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75，12月に支給する場合においては100分の85」に，同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35，12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

附則第11項中「100分の1.125」を「6月に支給する場合においては100分の1.125，12月に支給する場合においては100分の1.275」に，「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75，12月に支給する場合においては100分の85」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

第2条 石岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「分類の基準は、別表第1のとおり」を「分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるもの」に改める。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第11項中「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

等級別基準職務表

（ア）行政職

職務の級	基準となる職務
1級	主事，技師，保健師，保育士，栄養士，主事補又は技師補の職務
2級	主幹，技幹，保健師，保育士又は栄養士の職務
3級	主任，主任技師，主任保健師，主任保育士又は主任栄養士の職務
4級	係長の職務
5級	課長，副参事又は課長補佐の職務
6級	次長，参事，会計管理者，監査委員事務局長又は農業委員会事務局長の職務
7級	部長，理事，議会事務局長又は八郷総合支所長の職務

（イ）消防職

職務の級	基準となる職務
1級	消防士の職務

2級	消防副士長の職務
3級	消防士長の職務
4級	消防司令補の職務
5級	消防司令の職務
6級	消防司令長の職務
7級	消防正監又は消防監の職務

(石岡市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 石岡市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に，「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年石岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「100分の147.5」を「100分の150」に，「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条，第4条，第6条及び第7条の規定は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の石岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定，第3条の規定による改正後の石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の石岡市教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定は，平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の石岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年石岡市条例第9号）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は，改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。